

上尾市告示第 2 1 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により指定する特定工程及び同条第 6 項の規定により指定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

この告示は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以後に、法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第 1 8 条第 2 項に規定する計画を通知する建築物（法第 6 8 条の 2 0 第 2 項の規定により建築物である認証型式部材等でその認証に係る型式に適合するとみなされるもの並びに法第 8 5 条第 5 項及び第 6 項の許可を受けた建築物を除く。）について適用する。

平成 2 4 年上尾市告示第 1 1 7 号（建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により指定する特定工程及び同条第 6 項の規定により指定する特定工程後の工程を指定する告示）（以下「旧告示」という。）は、令和 2 年 9 月 3 0 日限り、廃止する。

平成 2 4 年 7 月 1 日からこの告示の施行の日の前日までに法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第 1 8 条第 2 項に規定する計画を通知した建築物であって、旧告示による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。

令和 2 年 6 月 2 6 日

上尾市長 畠 山 稔

1 中間検査を行う区域
上尾市全域

2 中間検査を行う建築物の用途及び規模

一の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる用途及び規模のものとする。

- (1) 住宅（長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。次号において同じ。）であって、地階を除く階数が 3 以上のもの
- (2) 住宅以外であって、地階を除く階数が 3 以上で延べ面積が 5 0 0 平方

メートルを超えるもの

3 指定する特定工程

次に掲げる工程（第4号及び第5号に規定する建築物の工事の工程に法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程が含まれる場合にあっては、当該特定工程）とする。

- (1) 木造その他これに類する構造の建築物にあっては、屋根工事の工程
- (2) 鉄骨造その他これに類する構造の建築物にあっては、1階の建て方工
事の工程
- (3) 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあっては、2
階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わ
ない場合にあっては、2階の床及びこれを支持するはりの取付工事）の
工程
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあって
は、1階の建て方工事の工程
- (5) 第1号から前号までに掲げる構造のうち2以上の構造を併用する建築
物にあっては、当該第1号から第4号までに規定する構造に応じて掲げ
る工程
- (6) 第2号から前号までに掲げる構造の建築物にあっては、基礎の配筋工
事の工程

4 指定する特定工程後の工程

次に掲げる工程とする。

- (1) 前項第1号に掲げる特定工程にあっては、壁の外装工事及び内装工事
（これらの工事のうち、工法上中間検査前に施工することがやむを得な
い工事を除く。）の工程
- (2) 前項第2号に掲げる特定工程にあっては、耐火被覆工事その他鉄骨部
分を覆う工事の工程
- (3) 前項第3号に掲げる特定工程にあっては、2階の床及びこれを支持す
るはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う
工事（2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わない場
合にあっては、直上階の柱又は壁の取付工事）の工程
- (4) 前項第4号に掲げる特定工程にあっては、柱又ははりの配筋工事の工
程

- (5) 前項第 5 号に掲げる特定工程にあつては、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる特定工程に応じ第 1 号から前号までに掲げる工程
- (6) 前項第 6 号に掲げる特定工程にあつては、基礎コンクリートの打設工事の工程